

平成28年7月9日

## 國學院大學久我山高等学校野球部 OB・OG チーム会員心得

### 第1条 (名称等)

國學院大學久我山高校（以下「母校」という。）野球部 OB・OG チーム（以下「本チーム」という。）の名称は、「久我山マスターズ」と称する。

### 第2条 (目的)

第1項 本チームは、母校野球部 OB・OG 会会員相互の親睦交流を図るとともに、母校野球部の強化、発展に寄与することを目的とする。

第2項 本チームは、母校同窓会及び母校野球部父母会と交流し親睦を図ることを目的とし、相互に協力する。

### 第3条 (会員)

第1項 本チーム会員は、母校野球部 OB・OG 会に所属する者及び母校野球部に在籍したことのある母校卒業生とする。

第2項 本チーム会員は、毎年、別に定める年会費を納入する。

第3項 本チーム会員は、母校及び母校野球部の伝統を尊重し、母校野球部 OB・OG の名に恥じない行動をとる。

第4項 本チーム会員は、母校野球部 OB・OG 会会則を遵守し、OB・OG 会活動に積極的に取り組むこととする。

第5項 母校野球部 OB・OG 会会則及び本心得を遵守しない者は、母校野球部 OB・OG 会総会の出席会員の3分の2以上の議決をもって除名することができる。

### 第4条 (執行部体制)

第1項 本チームには、原則として、筆頭理事1名、理事若干名、名誉監督1名、監督1名、助監督若干名、マネージャー若干名、会計責任者2名及び会計監査2名を置く。

第2項 前項の名誉監督は、母校野球部 OB・OG 会長とする。

第3項 第1項の筆頭理事、理事、監督、助監督、マネージャー、会計責任者及び会

計監査は、本チーム会員総会において選任し、母校野球部 OB・OG 総会の承認を得て就任することとする。

第4項 本チームの事務局は、筆頭理事の住所地に置く。

## 第5条（任期）

第1項 筆頭理事、理事、監督、助監督、マネージャー、会計責任者及び会計監査の任期は、原則として、選任されて2年後の母校野球部 OB・OG 会定期総会終結の時までとし、再任を妨げない。

第2項 筆頭理事、理事、監督、助監督、マネージャー、会計責任者及び会計監査は、任期満了後といえども、後任が就任するまでは、その職務を行う。

第3項 補欠または増員により選任された筆頭理事、理事、監督、助監督、マネージャー、会計責任者及び会計監査の任期は、その選任時に在任する者の任期の満了するときまでとする。

## 第6条（活動等）

第1項 本チームは、東京都高校野球 OB 連盟及び全国高校野球 OB クラブ連合に加盟し、マスターズ甲子園大会への参加その他の活動を行う。

第2項 本チームは、毎年、母校野球部 OB・OG 会定期総会において、その活動状況等を報告する。

第3項 本チームの着用するユニフォームは、母校野球部のデザインを基本としつつ、現役母校野球部員の着用するユニフォームと同一ユニフォームの使用は避けることとする。

第4項 本チームは、原則として、母校に対し、学校施設の使用等を求めることをしない。

## 第7条（運営費及び管理等）

第1項 本チームの運営費は、会費、寄付金その他の収入をもって充てる。

第2項 前項の運営費の管理は、会計責任者が行う。

第3項 会計責任者は、毎年1回、母校野球部 OB・OG 会定期総会において、会計報告を行い、OB・OG 会の承認を得ることとする。

第4項 本チームの会計年度は、10月1日から翌年の9月30日とする。

## 第8条（改正）

本心得は、母校 OB・OG 総会において、出席会員の過半数の議決をもって改正することができる。

#### **第9条（その他）**

本心得に定めなき事項については、母校野球部 OB・OG 会会則の定めるところによる。

#### **附則**

この心得は、平成28年7月9日から施行する。